事業番号　419

行政事業レビューシート　（厚生労働省）

予算事業名	生活保護指導監査委託費	事業開始年度	昭和30年度	作成責任者
担当部局庁	社会・援護局	担当課室	保護課自立推進・指導監査室	阿部　光教
会計区分	一般会計	上位政策	－	
根拠法令（具体的な条項も記載）	－	関係する計画、通知等	生活保護指導職員制度の運営について（平成10年9月3日厚生省発社援第233号厚生事務次官通知） 生活保護法施行事務監査の実施について（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）	

事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）

最後のセーフティネットである生活保護制度が適正に機能するよう生活保護法第23条に基づく監査を実施する生活保護指導職員を都道府県及び指定都市本庁に配置する。

事業概要（5行程度以内。別添可）

1. 平成10年9月3日厚生省発社援第233号厚生事務次官通知「生活保護指導職員制度の運営について」により都道府県及び指定都市が指定した生活保護指導職員に要する経費を委託費の交付対象とする（別添1参照）。
2. 生活保護指導職員は、生活保護法第23条に基づく法定受託事務として、毎年度管内全福祉事務所に対し、平成12年10月25日厚生省社会・援護局長通知「生活保護法施行事務監査の実施について」に基づき指導監査を実施し、濫給防止（不正受給の防止等）、漏給防止（適切な面接相談の実施等）、自立支援について指導する（別添2参照）。

実施状況

平成21年度実績　65都道府県・指定都市　350名

予算の状況（単位:百万円）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
予算額（補正後）	2,200	2,162	2,093	2,099	2,099
執行額	2,200	2,162	2,093		
執行率	100%	100%	100%		
総事業費（執行ベース）	2,200	2,162	2,093		

自己点検

支出先・使途の把握水準・状況

生活保護指導職員の配置及び業務遂行状況については、毎年度国が都道府県・指定都市本庁に対し実施している生活保護法施行事務監査において、適正に行われているか確認している（別添2参照）。

見直しの余地

平成22年度に見直しを行った。

予算監視・効率化チームの所見

本経費は生活保護法に基づく、指導監査に係る職員の配置にかかる経費であり、生活保護制度の適正化に必要不可欠な経費であることから、引き続き必要な予算規模を維持すべき

補記

資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）
（単位:百万円）

厚生労働省

都道府県及び指定都市が設置した生活保護指導職員に要する経費を交付の対象とする。

↓

補　助　金

A.都道府県・指定都市
（65箇所）
2,093百万円
（内訳）上位10者

東京都	105百万円
福岡県	93百万円
北海道	75百万円
大阪府	56百万円
兵庫県	54百万円
北九州市	46百万円
埼玉県	46百万円
京都市	46百万円
神奈川県	44百万円
沖縄県	40百万円

都道府県及び指定都市に設置した生活保護指導職員が管内福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査を実施する。

費目・使途
（「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載）

A.都道府県・政令市（東京都）

費　目	使　途	金　額（百万円）
人件費	生活保護指導職員に対し支給する給料、職員手当等及び共済費	103
その他	都本庁生活保護法施行事務監査実施計画書作成費など	2
計		105

B.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

C.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

D.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

E.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

F.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

G.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

H.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

（別　添　1）

生活保護指導職員制度の運営について（抜粋）
（平成10年9月3日厚生省発社援第２３３号厚生事務次官通知）

３　生活保護指導職員の指定

生活保護指導職員は、都道府県及び指定都市の生活保護主管課職員（当該課を兼務する職員を除く。）であって、次に該当する者のうちから、都道府県知事又は指定都市市長が指定するものとする。

（1）社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第18条の規定による社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉行政若しくは生活保護行政に相当の経験を有する者で、次のいずれかの職にあるもの

ア　課長
イ　課長補佐（これに相当する待遇の職員を含む。）
ウ　庶務係長
エ　保護係長及び係員
オ　医療係長及び係員
カ　指導係長及び係員

（2）技術吏員（医療扶助の業務に従事する医師をいう。）

◎生活保護法施行事務監査（法第２３条）の実施体制

平成２２年４月１日現在

国

〇国が行う監査（生活保護法第２３条に基づく監査）

１．一般監査（５日間）
（１）実施体制
生活保護監査官　１１人

（２）監査対象及び内容

ア．６６都道府県・指定都市本庁
①本庁の実施体制
②本庁監査の実施計画
③本庁が行っている監査に係る指導
・組織機構、実施体制に対する指導状況
・査察指導体制に対する指導状況
・訪問調査活動に対する指導状況状況
・面接相談、辞退廃止に対する指導状況
・開始時の関係先調査に係る指導状況
・課税状況調査に係る指導状況
・暴力団関係ケースに対する指導状況
・経理事務、債権管理に係る指導状況　等
⑤監査結果講評
⑥結果通知、是正改善報告の適否

イ．都道府県・市別に、毎年度６０カ所程度の福祉事務所を実地指導（本庁の指導状況を確認）

（３）監査班、監査日程
①生活保護監査官、事務官
②本庁１日、福祉事務所４日間

２．特別監査（随時）
（１）特定事項に問題がある福祉事務所
（２）保護動向等が特異傾向の福祉事務所
（３）一般監査後の状況を確認
（４）日程：１～５日間

監　　査

是正改善報告

監　査

是正改善報告

都道府県・指定都市本庁

〇都道府県・指定都市が管内福祉事務所に対し行う監査
（生活保護法第２３条に基づく法定受託事務）
１．一般監査（３～５日間）（特別監査も随時実施）
（１）実施体制
生活保護指導職員　３４５人
（２）監査対象及び内容
ア．全福祉事務所（国の監査対象を除く）に対し、毎年度実施
（１，２３７ヵ所）
イ．監査内容
①運営状況ヒアリング
・管内概況、保護の動向
・福祉事務所の体制
・保護の決定実施の状況
・査察指導員の指導状況
・現業員の活動状況（訪問調査等）
・経理事務の処理状況　等
②事項別検討
・面接相談、辞退廃止の状況
・課税状況調査の実施状況
・暴力団関係ケースの指導状況
・債権管理の状況
・医療扶助、介護扶助の運営状況　等
③個別ケースの保護の決定実施の状況をケースファイルにより、被保護世帯の１割を対象に検討し、ヒアリング内容を検証
２．監査結果講評
３．結果通知
４．福祉事務所から是正改善報告の提出

・濫給防止
暴力団員の排除、不正受給防止
・漏給防止
適切な面接相談の実施など
・自立支援

監　査

是正改善報告

福　祉　事　務　所